

【旅館業許可簡易チェックシート】

Q1.建物が所在している用途地域は第1・2種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業地域ですか？

Yes⇒Q2へ No⇒解説1へ

<解説1>

ホテルや旅館などの宿泊施設を営むことができる地域は、原則として第1・2種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業地域に限定されています。この地域でないと営業することができません。また、文教地区でも営業することはできません。

Q2.建物の現在の用途は「ホテル・旅館・簡易宿泊所」のいずれかに該当していますか？

Yes⇒Q5へ No⇒Q3へ

Q3.宿泊施設として使用する部分の総面積は100㎡以上ですか？

Yes⇒Q4へ No⇒Q5へ

Q4.建物の検査済証・構造計算書はありますか？

Yes⇒Q5へ No⇒解説2へ

<解説2>

検査済証と構造計算書がない場合は、用途変更を行うにあたり、建物の検査費用等で、数百万円単位の多額の費用が発生することとなります。多額の費用をかけても構わない方はQ5へ進んでください。

Q5.建物の内部・外部に改修を加えることが可能ですか？

Yes⇒結果へ No⇒解説3へ

<解説3>

建築の基準を充たすためには建物を改修しなければならないことがほとんどです。現在の用途がホテル・旅館であったとしても改修をしなければならないこともあります。改修ができない以上、旅館業の許可は取得できません。

【結果】

旅館業の許可を取得できる可能性があります。許可取得に必要な費用概算は、簡易事前調査を行うことで判明しますが、簡易事前調査の時点では実際の設計内容や仕様が確定しないため、概算のみの算出となります。